

議案第23号 平成30年度成田市一般会計補正予算（第2号）に
対する附帯決議

中台運動公園水泳プール改修事業に係る継続費の補正については、総事業費が5億129万4千円増額されるというものである。そもそも本件改修事業は、総額11億8,268万5千円として当初予算に計上されたところ、今回の補正額は総事業費の42.4%を占める額であり、もはや設計変更や追加工事とは言い難い。また、今回の増額補正は、設計の過誤だけではなく、利用者の快適性向上のための追加工事も必要となったためとのことであるが、なぜ当初予算に計上できなかったのか、なぜ今になって設計過誤による工事と一体となって増額補正が計上されるのか、執行機関の説明は不十分と言わざるを得ない。

そもそも本件改修工事については、執行機関は、平成29年9月議会において改修工事の実施設計に係る補正予算を計上し、議会の可決を受けたにもかかわらず、平成29年10月から開始した平成30年度の当初予算編成時に実施設計業務が未完成で、そのため実態に近い工事費を予算計上できなかったとの説明は、ひとえに本件改修工事の計画工程管理の杜撰さが招いた結果と指摘せざるを得ない。

今回の増額補正についても、最終的には市民納税者の重い負担となることを考えると、安易に容認すべきではないが、当該プールは長く市民に親しまれ利用されてきた施設であり、完成後40年以上経過している事実を考えれば、改修が不可欠であることは理解するところであり、この補正予算案を原案可決するものである。

しかしながら、今回の増額補正に至る経緯については疑問を持つものであり、執行機関に対して、事業執行のあり方について、より厳格にし、今後、議会と執行機関の信頼関係を損なう事態が生じることのないよう、次の事項を速やかに講じることを、厳に求めるものである。

1. 今後、執行機関の過誤による増額補正を提案することのないよう、計画性を持って執行すること。
2. 今回の増額補正額は、市民納税者の重い負担を生じさせるものであることを十分認識した上で、真に市民のために必要な改修工事となるよう、より最適な改修を進めること。
3. 今後、かかる事態を生じさせないためにも、本件増額補正が生じた原因を検証し、その再発防止の徹底を図ること。
4. 本件改修事業については、その工程管理の甘さが目立つことから、その進捗状況について、適宜、議会に報告すること。

以上、決議する。

平成30年9月27日

千葉県成田市議会